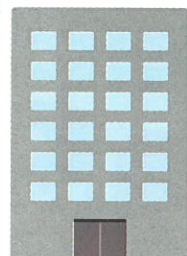


違反対象物の公表制度

公表する内容

建物の名称 ○○○○ビル
 所在地 ○○市○○町○丁目○○番地
 法令違反の内容 自動火災報知設備未設置



公表までの流れ

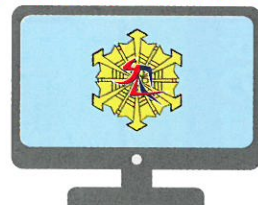
立入検査の実施

重大な消防法令違反があった場合には…

消防局ホームページで公表



立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合



建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更等を行うときには、消防用設備等が必要となる場合がありますので、最寄りの消防署へご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などへ用途変更等する場合
- 増築や改築、隣接建物と接続する場合
- 看板等の設置により、窓をふさいでしまう場合

工事や用途変更を行ったことにより、公表の対象となる消防用設備等が必要となる場合があります。設置されていないときは、公表の対象となります。



お問い合わせ先  衣浦東部広域連合消防局

消防局 予防課 ☎0566-63-0136
 刈谷消防署 予防係 ☎0566-23-1639
 知立消防署 予防係 ☎0566-81-4142

碧南消防署 予防係 ☎0566-41-2623
 安城消防署 予防係 ☎0566-75-2458
 高浜消防署 予防係 ☎0566-52-1191